

令和4年度第1回草津市廃棄物減量等推進審議会 会議録

■日時：

令和4年6月6日（月）14時00分から15時45分まで

■場所：

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

天野委員〔会長〕、松村委員〔副会長〕、金谷委員、白井委員、
安栗委員、権田委員、浅見委員

■欠席委員：

梅村委員、山口委員、齋藤委員

■事務局：

寺田部長、太田副部長、古川副部長〔環境経済部〕
小川課長、黒澤課長補佐、白樫主任〔資源循環推進課〕

■傍聴者：

なし

1. 開会

- 開会にあたって、天野会長より挨拶

【事務局】

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則第19条第2項に基づき、委員の半数以上の出席という要件を満たしており、審議会が成立していることを報告。また、今回、滋賀県南部環境事務所様から4月1日付の人事異動によりまして、浅見正人様に、新たに委員に御就任いただいていることの報告。

2. 議事

- (1) 指定ごみ袋制度の見直しについて

【事務局】

<資料1について説明>

【委員】

環境省が示す有料化のガイドラインには、ごみ処理手数料を上乗せしない場合は、有料化に該当しないと記載されています。

今までは、袋代の実費相当を負担なしで市民に税金で配られたものから、一歩進めるという意味合いであれば、国が示す有料化ではないと、はっきりしたほうが良いと思います。

【事務局】

昨年、この計画を立てる上で、市内の各学区を回らせていただき、有料化の賛否であったり、有料の場合はどのような方式になるのかといったような御質問が多く寄せられたところでございます。その中で、草津市民の皆様におかれましては、ごみ袋は無料であるという認識がかなり強いということで、受けとめさせていただきました。

そのようなことから、この内容になっておりますが、今後は御指摘の内容を踏まえて、より正確な記述に心がけさせていただきたいと思います。

【会長】

感覚的には、今まで無料配付されてたものが有料での購入になるということで、事務局の説明のとおりですが、行政と市民の皆様のコミュニケーションを上手に取っていただけたらいいかなと思います。

【委員】

この審議会の中では、クリーンセンターでの処理を考えたときに、有料化を導入すると、ごみがある程度、減っていくという認識で進めていますが、市民への発信方法としては、経費の削減のために、袋を売って、例えばそれで、エネルギーや重油を買うというような形ではないため、ごみの分別および減量するという目的をしっかりと発信したほうが良いと思います。

【事務局】

この審議会でも議論がありますクリーンセンターの部分や経費の縮減とか、そういったところよりも、カーボンニュートラルの実現や個々の生物多様性の維持という大きな視点から、説明を尽くしていきたいなと考えております。

【委員】

今まで、町内会への加入のメリットとしていた町内会が多くあり、有料化になった際に、皆さんがどのように思われるかが一番引っかかるところです。

お一人暮らしの方には袋が大きいし、冬は家に置いておけますが、夏場はすごく困ってしまうため、小さいサイズの袋があるとすごくいいと思います。

容量のうち、3分の1ぐらいしか入っていない状態で捨てられるのは、勿体ないと感じていましたので、45・30・15リットルの袋を用意することはいいことであると思います。

【委員】

町内会のサービスとして、引換券を、各家に配っていますが、ゴミ袋が有料になれば、そのサービスがなくなりますし、逆に当番は、枚数が減るので、仕事が減ります。

【委員】

プラスチックとペットボトルは、従来どおり、無料配付を続けられるのであれば、引換券のかさが減るため、町内会への手数料もマイナスになる可能性もあると思うが、サイズが複数になるのは、ありがたいことです。

【事務局】

見直しにあたっては、各ご家庭のライフスタイルに合わせて袋のサイズを選んでいただくことができるよう、複数サイズのごみ袋を設けたいと考えております。

また、コミュニティにつきましては、町内会に加入するメリット・インセンティブとして、町内会から引換券がもらえるというようなこととお聞きしておりますので、すべての袋を有料ということではなくて、資源ごみにつきましては、町内会を通じて引き続き、無料配付を継続するという形で、町内会との関わり合いを継続していただけないかなという思いで考えさせていただいた制度でございます。

【委員】

11番目のスライドの新制度案において、プラスチックとペットボトルが40枚になると記載されているが、現行制度での内訳はいくらでしょうか。

【事務局】

同じく、40枚でございます。

【委員】

プラスチックとペットボトルの無料配付枚数は変更がなく、変更があるのは、超過した場合の110円という金額が安くなるということですね。

【事務局】

収集回数に合わせて、袋の枚数を設定しており、ペットボトルは月1回の年間12回、プラスチックにつきましては、月2回から3回の28回ということで、合計40枚を想定しており、制度見直し後につきましても、40枚は確保させていただく形で考えております。

【委員】

現状の40リットルの焼却ごみ袋が45リットルになるということで、ごみ量は増えるということになるんですか。

【事務局】

計画の策定にあたって、行いましたごみの組成調査の中で、ごみ袋の容量に関する調査も行っており、全ての方が40リットルの焼却ごみ袋にパンパンに詰め込んでいるのではなく、中には、30リットル程度のごみしか出さないという方も、いらっしゃることが調査の中で見えて参りました。

複数のサイズを用意することで、各世帯のニーズに応じたごみ袋をお買い求めいただけるようにするものであり、最大容量が5リットル増えることで、その分の重量が増えるものではないと思っております。

【事務局】

補足ですが、新制度案では、1枚目から有料になるということでの経済的インセンティブによる減量効果を期待していることから、袋のサイズが大きくなることでもって、ごみの量が増えることには、繋がらないではないかと考えております。

【会長】

ごみ袋の価格は、仮の値ですが、容量が小さい方が安いので、その点も減量効果を期待するという趣旨でいいですね。

【委員】

今の11番目のスライドのところ、新制度案でのプラスチックとペットボトルについては、超過した場合、1枚あたりいくらになるのか。

【事務局】

事務局の想定といたしましては、もともと、焼却ごみ袋40リットル、プラスチック袋60リットル、ペットボトル袋60リットルで共通価格の110円という現行制度でございましたので、新制度につきましても、焼却ごみ袋と同額の15円で考えております。

【委員】

あと、手数料と記載されているのは、市民がごみ袋を買うときの税込みの値段ということではないですね。

【事務局】

おっしゃるとおり、市民の皆様これだけの価格を御負担いただくという意味で、加えて消費税をいただくものではありません。

【委員】

この指定袋は、市が実際に作るんですか。

【事務局】

市の方で作らせていただく予定です。

【委員】

小売店の方には、販売手数料を支払うというイメージですね。

【事務局】

そのイメージで考えております。

【委員】

焼却ごみ袋は、事実上の指定袋制度にして、プラスチックとペットボトルは、無料配付を続け、超過した場合に15円になるということですが、この15円になる説明がわからなかったです。ごみの減量化を掲げながら、プラスチックとペットボトルにおいて、ごみを出しやすくするような金額にすることは、説明があると思います。このことはパブリックコメントを実施するのですか。

【事務局】

この見直し自体に特化したパブコメというのは今のところ実施する予定はございません。

【委員】

そうすると、3番目のスライドの草津市における課題とプラスチックとペットボトルにおける超過した場合の費用を安くすることの説明がつかない気がします。

【事務局】

御指摘の3ページにおける草津市の課題の中で、焼却ごみの中に減量またはリサイクル可能なプラスチックが含まれているような状況もございます。

プラスチックとペットボトルごみ袋の無料配付を継続させていただくことで、資源化への動機づけ、分別インセンティブに繋げるといった意味合いがございます。

次に、40枚を超えた場合ですが、これを従前の110円という設定のまま残してしまっ

うと、すべて焼却ごみとして捨てられてしまうという懸念もあるので、焼却ごみの価格と同額として、制度を検討させていただいたところでございます。

【委員】

焼却ごみとしてプラスチックが捨てられていることは、新クリーンセンターができた際に、多量の水を使って洗うと環境に影響が出てしまうため、市から焼却ごみとして捨てていいと通達されたためです。

有料になった場合は、ごみ問題を考える草津市民会議に分別方法について説明する必要があると思います。

【事務局】

平成23年のごみ分別の見直しにて、プラスチックについては、容器包装のみの収集にシフトし、プラのマークがついてないもの、また汚れがひどいものについては焼却ごみとして収集することになったことが大きな転換であったと考えており、その際の分別のアナウンスが大きいものであったと思います。

実際、プラスチックの袋で出していただければリサイクルできるものが、まだまだ、焼却ごみに含まれており、ごみ問題を考える草津市民会議の皆様のお力もかりながら、分別というところを今一度、市民の皆様に周知ができればというふうにも思います。

また、この4月からプラスチック資源循環促進法ということで、プラスチックの処理や収集につきまして、国の方からの見直しの部分について今後、検討をして参りますし、その中で市民の皆様に御負担をかけないような形でのプラスチックの収集、処理についても検討して参りたいというふうを考えております。

【委員】

清掃工場はサーマルで国の認可を受けられておられて、ペットボトルを燃やしていいということになっていると思いますが、それが国の施策の関わりでペットボトルを燃やしてはいけないということになっているということですよ。

【委員】

はじめは燃やされていたが、国の施策がリサイクルという方向であるため、こうしないと補助金を出さないというくらい、国の方が強硬に言っていますね。

【会長】

想定していた人口よりも増加し、新しいクリーンセンターのリミットとなる容量へ迫ってきているため、焼却ごみの中に入っているリサイクル可能なプラスチックをできるだけ資源ごみの方に回すというところは、丁寧に市民の皆様に伝えられるようにしていただき、

資源ごみについてはこれまで通り、40枚無料配付で、なおかつ超過分が今まで110円だったが、15円になるとなる理由を資料にも示して、明確に伝えられるようにしてほしいと思います。

【事務局】

本日の様々な御意見を参考にし、今後の資料作成等に活かしていきたいと思います。

【委員】

6番目のスライドの有料化の類型における真ん中の単純従量制において、市として、この方式を検討されたのか、それとも、無料配付をしていたので、この制度に移行するのは難しいということで検討されなかったのか、どちらですか。

【事務局】

計画の策定にあたって、この審議会にて御議論いただいた中で、平成21年に頂戴した答申の内容までではなく、市民の皆様の声を重く受けとめ、事務局案としては袋代のみとさせていただいたところでございます。

計画では、目標の達成状況を考慮しながら、単純従量制についても検討を進めるということをございまして、具体的な検討を進める時期が来る可能性はゼロではないというようところで御理解いただきたいと思います。

2. 議事

(2)「第3次草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における重点施策の進捗状況について

【事務局】

<資料2について説明>

【委員】

高齢者の方のごみ出しについて、廃棄物部局エリアと福祉部局エリアの線引きはどこからでしょうか。

【事務局】

他市事例では、全てを廃棄物部局が担うパターンや、福祉部局で運営されているパターンもありますが、本市の現状では、2つの部局が連携して進めるべき課題であると考えております。

廃棄物部局としては、取り扱うものが廃棄物ですので、衛生的に回収することや、収集と運搬にあたっての許可の観点からの関わりがあり、福祉部局としては、地域の安否確認、見

守りや認知症対策といったところから関わりがございます。

ただいま、2つの部局で協議、連携しているところでございますので、具体的になってきましたら、また、審議会の皆様の御意見を伺いたいと考えております。

【委員】

高齢者等のごみ出し支援の検討は、ごみを集積所まで運ぶことを想定したパターンと、家前に出されたごみを個別収集するパターンで全く異なってくると思います。

ごみを集積所まで運ぶパターンでは、高齢者が家の前まで持ってきたのを運ぶのか、それとも、家の中まで入って運ぶかで、発生する問題も変わりますし、ボランティアで行うのか、それとも、謝礼を支払うのかというところも大きな分かれ道であると思います。

このようなところをはっきりさせた上で、関係部局で相談するべきであると思いますが、現在の検討状況はどのような段階でしょうか。

【事務局】

国の類型としては、市が直接的に個別収集を行う「直接支援型」、地域の支え合いの中で、半ばボランティア的な枠組みで行う「コミュニティ支援型」の事例が紹介されています。

本市の状況といたしましては、計画の中に、地域と関わり合いを持ちながら生活できるようにするというので、「直接支援型」ではなく、地域の方で助け合い支え合いの中で、支援いただく「コミュニティ支援型」に軸足を置き、福祉部局との調整を進めているところでございます。

【事務局】

補足で申しあげますが、コミュニティ支援型にするのか、直接支援型にするのかは、まだ決まった段階ではないという状況でございます。

聞いておりますのは、ごみを家の前に置くにしても、近所の方にごみの中身が見えるのを躊躇する方がいらっしゃるという地域の声もあり、今後の制度設計において、一番良い選択をしていくために、福祉部局と連携をとりながら、調整を進めているところでございます。

【委員】

地域でやるにしても、若い方は朝にいないので、高齢者がすることになりますが、高齢者同士が助け合うというシステムは、なかなか厳しい気がします。コミュニティですべてを落とし込むのはなかなか難しいと思います。

【委員】

家の前と言いましても、一戸建てとマンションの場合で違うので、マンションの場合、家の前に置いておいても、あまり機能しないのではないかと思います。

福祉との兼ね合いにつきましては、家の中でいろんな家事とか支援いただく「介護保険制度」の枠組みの中で、ごみを運ぶことまでお願いすることができないのかと思います。現状の法律の仕組みではどうなっているか御存知ですか。

【事務局】

高齢福祉部門に確認したところ、支援者のヘルパーが、家の中で発生したごみをごみ集積所まで運ぶことをされている事例がありますが、草津市のルールがでは、6時から8時の間にごみを出していただくことにしていますので、時間帯の兼ね合いでサービスを受けることが難しいと伺っております。

【委員】

介護保険の枠組みの中で、ヘルパーさんが対象者のごみ出しをできるという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

補足の説明ですが、介護保険制度での運用は可能であると説明させていただいたが、介護保険料がどうなるかですとか、影響がどの範囲まで出るかというのは、現段階で把握ができておりません。

来年度、御紹介した施策の評価をしていただくことになっていますので、その中でお返しするような形で準備をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

【委員】

今の施策2-3の部分で、先進事例を研究される中で、運ばれる方に対して、廃棄物処理法の許可についての整理をされた方がいいかなと思います。

【事務局】

御指摘いただきました内容を廃棄物部局として、チェックをした中で進めてまいります。

【会長】

具体的な先進事例を市民の皆様にも御覧いただいて、草津市でどのようなやり方で進めるのか、話されるほうがわかりやすいのではないかと思います。

【委員】

施策2-1の市民に分かりやすいごみ分別に関連しまして、ごみ分別アプリの使い勝手に関するユーザーの意見を集めたことはありますか。

【事務局】

アプリを使用する方の意見を聴取したことはございませんが、電話やメールにて、このようなアプリにしてほしいといったお声を頂戴することもございます。

例えば、現状のアプリが日本語のみの対応となっておりますが、外国からお越しの方もたくさん使用されているため、外国語版アプリのリリースを期待されているお声がございます。

【委員】

アプリは、ごみの分別を検索するために、ごみの名称を入れて、候補がいくつかでてきたらいいと思っています。また、該当するものがない場合でも、メールによるお問い合わせを促すようなメッセージが出てくると使い勝手がいいと思います。

資料の中に「市民が苦慮する品目」という記載がありますが、素材を分けることに苦慮するということか、どの分別に該当するか判断に苦慮するという意味のどちらでしょうか。

【事務局】

計画の策定にあたってのアンケート結果から、プラスチックと破砕ごみの分別に対する理解が進んでいないという実情があると考えております。

【委員】

アプリを改修すれば、解消すると思います。また、紙ベースのものも配ることは必要であると思います。

【事務局】

ごみがどの分別に該当するかという問い合わせはよくありますので、その内容をアプリに落とし込み、工夫を凝らしていけたらと思います。

【会長】

これまでにどのような問い合わせが、何件あったかということを確認したほうがいいと思います。アプリのダウンロード実績数とかそういうのは確認できますか。

【事務局】

アプリの延べダウンロード数を分子にして、草津市の世帯数で割り戻すと、大体2割ぐらいの方がダウンロードされている状況でございます。

【会長】

今の重点施策の進捗状況につきまして、今後の進め方で、何か事務局の方から補足説明が、もしありましたらお願いします。

【事務局】

＜「第3次草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における重点施策の進捗状況についての補足説明＞

ごみ袋の形状、剪定枝の取り扱い、おむつごみの袋の減免制度、不適正排出の対応、分別のあり方や周知方法について

【委員】

剪定枝は、焼却ごみという分類の中に入れるのであれば、袋に入るくらいの長さに切っていただくようにするほうがシンプルであると思います。もし、どうしても、難しいのであれば、持ち込みをしてもらったらいいのではないかと思います。

おむつの加算については、経済的負担の観点から、検討が必要だと思います。

【事務局】

制度の継続にあたっては、費用対効果や利用されている方のニーズ等をお聞きしながら、制度のあり方について参考とさせていただきたいと思います。

【委員】

剪定枝は、現在の制度で袋に入れなくても持って行っていただいているので、ごみ袋はいらないと思います。

袋の形状については、取っ手があるほうがいいと言われる方や、ないほうがいいと言われる方、千差万別です。他の自治体、例えば、大津市はどのような形状なのでしょう。

【委員】

大津のごみ袋は、取っ手がついていない。

【委員】

取っ手がある方が値段が高いのか、平袋とした方が安いのかというコスト面の違いがあると思います。

【委員】

取っ手がないほうが、目いっぱい、入りますね。

【委員】

プラスチックは、押し込むと容積が小さくなり、たくさんごみを入れることができますので、袋を上手に使ってもらえたらいいのではないかと思います。

【委員】

缶は、きちんと小さくする人も多いけど、ペットボトルはそのまま出される方も多い。

【委員】

皆さんの知恵も働かしていただいて、家庭の経費を少しでも抑えるために、ごみ袋の使い方を考えることが大切であると思います。

形状は、前から平袋でもいいかなと思っていましたし、剪定枝については、現行制度のままでいいと思います。

【事務局】

剪定枝の取り扱いとして、これまで袋に入れずに無料で収集をさせていただいておりまして、今回、袋の制度の見直しということで、焼却ごみ袋については、1袋目からご購入をお願いすることになりますので、袋に入れていただくとした場合は、有料となりますが、これまでの経過もございます。

袋の形状につきましては、先ほど事例が出ましたが、大津市では、1種類の平袋ということで、取っ手がついてない状況でございます。草津市においては、当初、紙袋から透明袋にしたときは、平袋でしたが、持ち運びや、十字で縛るということを考慮したときに、取っ手が付加されたという経過がございます。この形状に慣れた方が一定数いらっしゃると思いますし、ひと手間加わっておりますので、コストへの影響もございます。

総合的に判断させていただいて、使用感の部分も、御意見をお聞きしながら、こういった形がいいのか、あり方については、また検討させていただきたいと考えております。

【事務局】

補足になりますが、今回、袋の有料購入の検討ということで、制度を導入することで得られる財源を不法投棄対策などに還元できるような枠組みをあわせて検討し、さらなるごみの減量に向けて繋げていけるようにしてまいりたいと考えております。

【会長】

今回の件は、焼却ごみ袋について、一定量まで市の予算で配っていたことをやめ、財源を行政サービスとしてどのように活用していくのかという重要な点であり、市民の皆様にご理解いただけるよう、丁寧な説明を御用意していただければと思います。

あわせて、変えることが多いので、今回どこまで変えるのか、剪定枝の件もおむつの件も、変えるのか変えないのかもそうですし、今後の排出の実態によっては単純従量制も見据えた議論に進む可能性もあるというふうに行政としては考えているということで、いずれは市民の皆さんにしっかり御理解いただけるようなまたやりとりをしなければならないと思います。

そこに至る一つ手前のところで、焼却ごみ袋については、無料配付をやめにし、加えて、例えば、剪定枝も袋に入れてくださいとするのか、今まで通りとするのかについて、どのように折り合いをつけるか検討する必要があると思います。

市民の皆さんの御意見をお聞きし、進めていただければと思いますし、この審議会でもまた個別いろんな御意見が出てきますので、事務局で整理した上で、重点施策の進捗状況もそうですけど、具体的に何年度にはここまで変えますという形をまた計画を示していただければと思います。

【委員】

資料1の9番目のスライドにおいて、歳入・歳出の見込みとして、焼却ごみ袋のみの有料化では、歳入と歳出の差し引きで300万円のプラスになっていますが、焼却ごみ袋は実費負担であるため、プラマイゼロであり、資源ごみは無料で配り続けるため、収支はマイナスになると思うので、おかしいと思います。

【事務局】

焼却ごみ袋の実費負担ということで、15円・10円・5円という積算の中には、プラスチック袋とペットボトル袋の作成コストを含めた形で設定をしております。

【委員】

さっき言ったことの繰り返しになるため言いませんが、マイナスにならないと現実的におかしいのではないのでしょうか。

【事務局】

この資料のたてつけでは、収支がプラス表記になっておりますが、単価の上げ下げで、例えば全部14円、9円それから4円というふうな設定をした試算で言いますと、歳入が、600万ほどマイナスになり、トータルではマイナスになるということで、四捨五入で1円単位の設定をするにあたっての細かなところも、少し影響するようになっております。

【会長】

それでは議事次第に記載された1と2については、これで終わりとさせていただきます。最後に、3のその他についての事務局からもし何かありましたらお願いします。

3. その他

【事務局】

スケジュールの案にございました手数料条例の改正につきまして、今後の進捗状況等の書面による報告も含めまして、適宜、本審議会の方にも御連絡をさせていただく予定をして

おりますので、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

4. 閉会

- 閉会にあたって、事務局より挨拶